

# 議会運営委員会

日 時 令和4年9月6日（火）午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 9月9日の議事等について

### (1) 議事日程

第1 一般質問

諸報告

第2 第1号議案から第55号議案（質疑、付託）

### (2) 諸報告

○教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（教育長）

### (3) 議事日程第2に係る質疑順序

① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_ ③ \_\_\_\_\_

(4) 付託先 別紙付託表（その1）（その2）のとおり ◎付託表は議場に持参

## 2 請願について

○受理なし

## 3 陳情・要望について

(1) 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望

<環境市民厚生常任委員会>

(2) 令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い【別紙No.1】

<総務文教常任委員会>

【裏面に続く】

#### 4 決算特別委員会について【別紙No.2】

(1) 9月15日(木)の日程

①10:00～ 全体会(全員協議会室)

市長あいさつ、会計管理者概要説明

◎説明資料：提出予定議案の概要(8月22日配付済)持参

②10:30～ 各分科会(各委員会室)

審査(執行部説明、質疑) ※事務事業評価は全員協議会室で実施

(2) 正副委員長

委員長：山本副議長 副委員長：浅田総務文教常任委員長

※先例・申合せ161

#### 5 その他

(1) 議会運営委員会の行政視察について

(2) 亀岡市議会個人情報保護条例(案)について【別紙No.3】

(3) 各委員会(議案審査等)の日程

9月12日(月)10:00～ 総務文教常任委員会、決算分科会

13日(火)10:00～ 環境市民厚生常任委員会、決算分科会

14日(水)10:00～ 産業建設常任委員会、決算分科会

15日(木)～22日(木) 決算特別委員会

26日(月)委員会予備日

(4) 意見書等提出期限 **9月26日(月)10:00**

(5) 討論通告期限 **9月27日(火)16:00**

(6) 次回の議会運営委員会等

9月27日(火)13:00～ 議運事前調整

14:00～ 幹事会・議会運営委員会

令和4年8月29日受理  
(郵送)都道府県議会議員 様  
市区町村議会議員 様千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル  
公益社団法人 日本理科教育振興協  
会 長 大久保

## 令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小・中・高等学校では、新しい新学習指導要領が実施されています。

理科教育においては、益々、[観察・実験] が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。[観察・実験] 重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、10年連続で、**小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。**

理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための国庫補助事業ですが、補助をうける自治体・学校法人が総事業費の半分を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- 令和5年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします  
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取組みをお願いします】
- 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保にもご留意ください
- 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょうか。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室で授業ができていますでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

(別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください)

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。

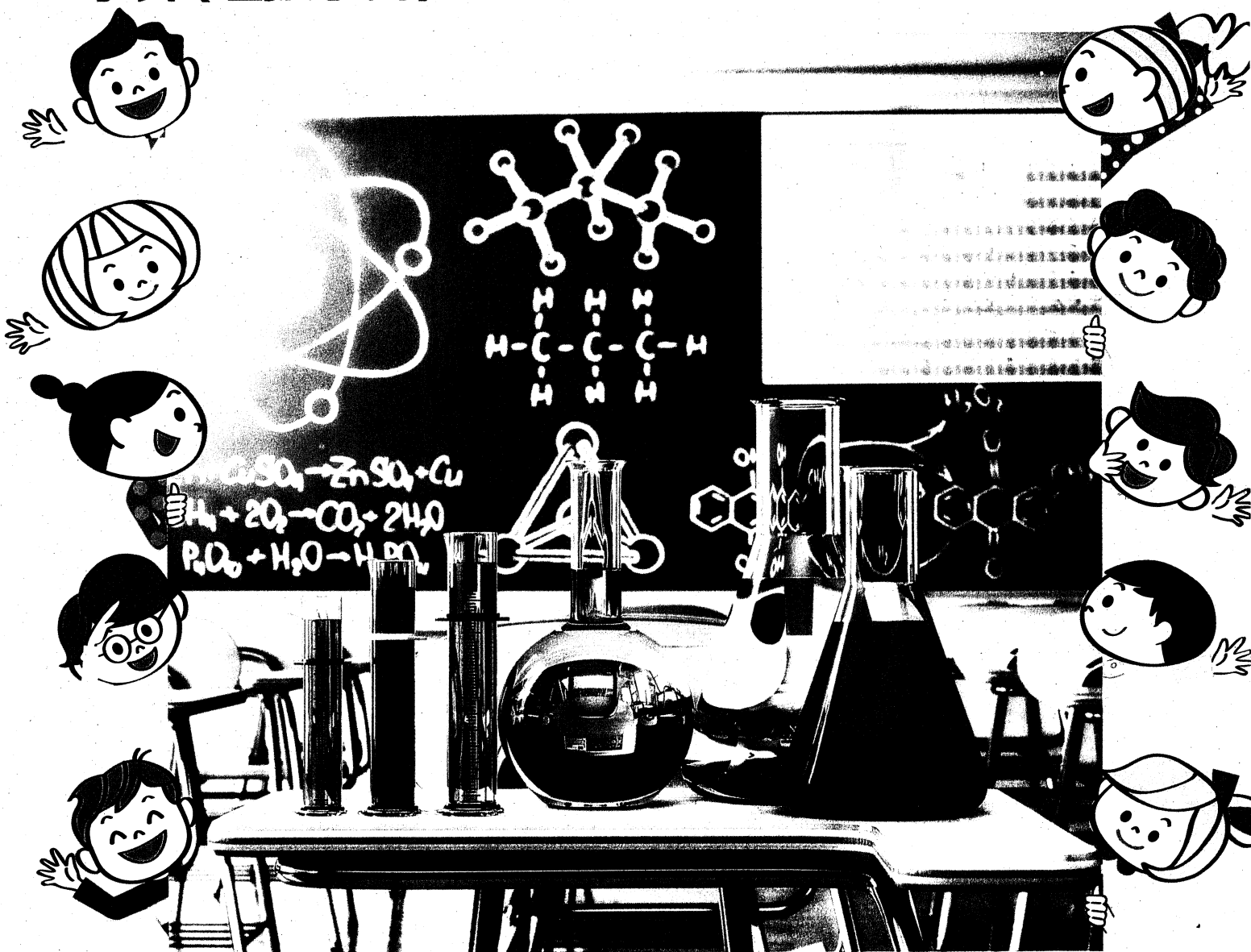
## 本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎  
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F  
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japsee.or.jp

# 「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

理科の授業は  
理科室で!

次年度に向けて、理科教育設備整備費等補助金  
予算(理振予算)の増額計上を要求をしましょう。



すでに小・中・高等学校ともに新しい学習指導要領がスタートしています。理科教育においてはより一層、観察・実験が重視され、【観察・実験】こそが理科教育の基本であります。

児童・生徒たちにはたくさんの観察・実験を体験させてあげて欲しいと願います。

新しい学習指導要領において、新たに必要とされる観察・実験機器は数多く登場してきています。  
(裏面参照)

あなたの学校の理科室では、準備ができていますか。観察・実験機器の整備充実を急いでください。



理科教育を支援する  
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で一番困っていることは、観察・実験機器の不足です

# 理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさを

平成25年度の調査から、10年連続で「機器の不足」が最も困っている

## 1 教科書掲載の実験を行うために、最重点・重点設備機器の充実を推進しましょう

小中学校の最重点設備機器は100%充足が必須です。

高等学校では、新学習指導要領に伴い、新規の観察実験機器が、多数登場してきています。

### 観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	79.7%	60.9%	—
重点設備品	42.8%	56.1%	15.3%
その他の設備品	23.7%	18.0%	7.9%
設備品総額(上記3区分)	46.2%	49.0%	11.2%
少額設備品	41.4%	32.3%	11.0%

### 教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

## 2 理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

### 理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	12.8%	34.8%	25.0%

### 普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	36.4%	35.5%	25.0%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

## 3 使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありますか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

### 使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	7.9%	14.5%

### 使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない電源装置	3.6%	10.5%

### 生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	31.7%	37.7%
10～20年前	32.2%	40.1%
20年以上前	36.0%	22.1%

### 電源装置を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	39.8%	42.3%
10～20年前	38.6%	38.8%
20年以上前	21.6%	18.9%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。



# を体験できる理科教育環境を整備してください

に回答いただいています。

※令和4年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

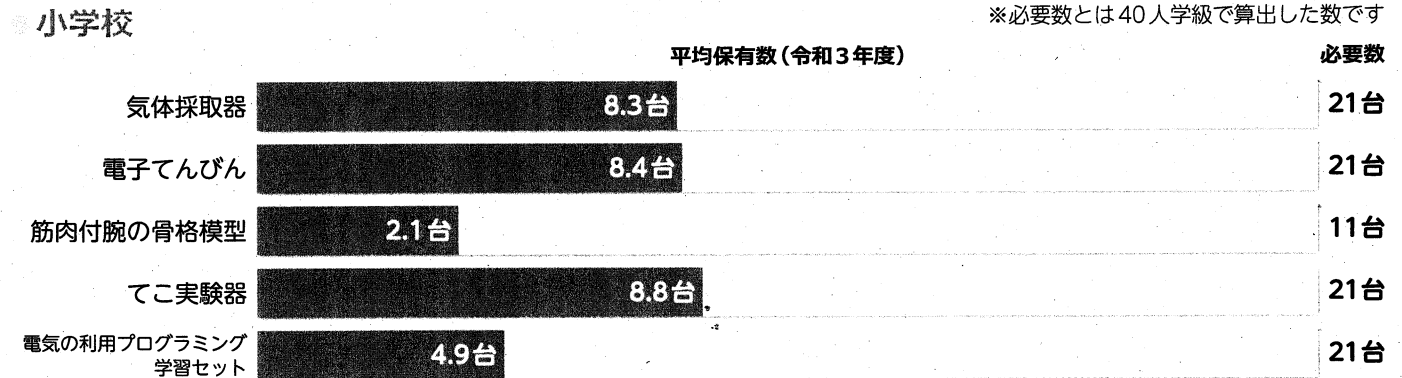
## 4 消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。  
消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

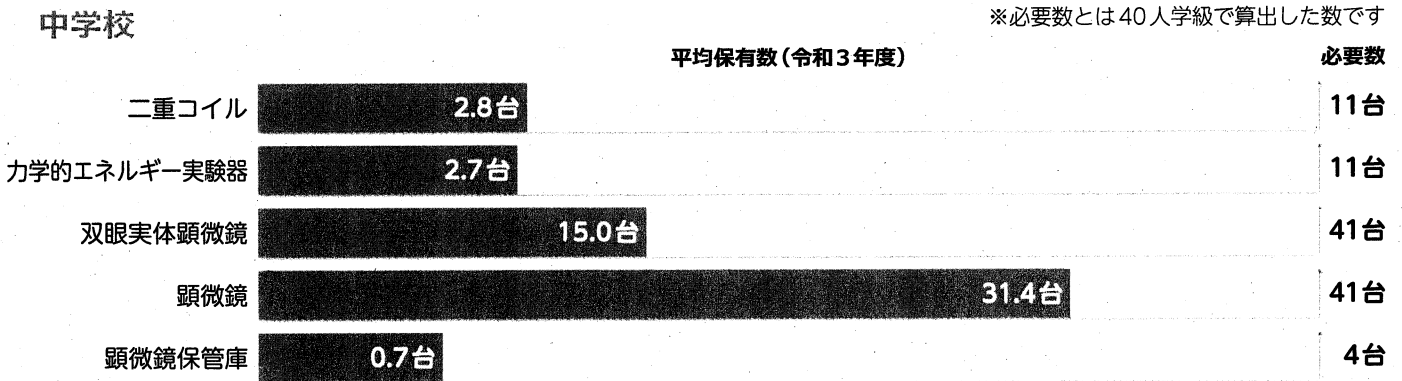
	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	45.9%	39.1%	45.2%
一クラスあたり平均予算	10,313円	10,242円	15,519円
一人あたり平均予算	372円	330円	441円

## 5 代表的な理科設備品整備状況の調査結果

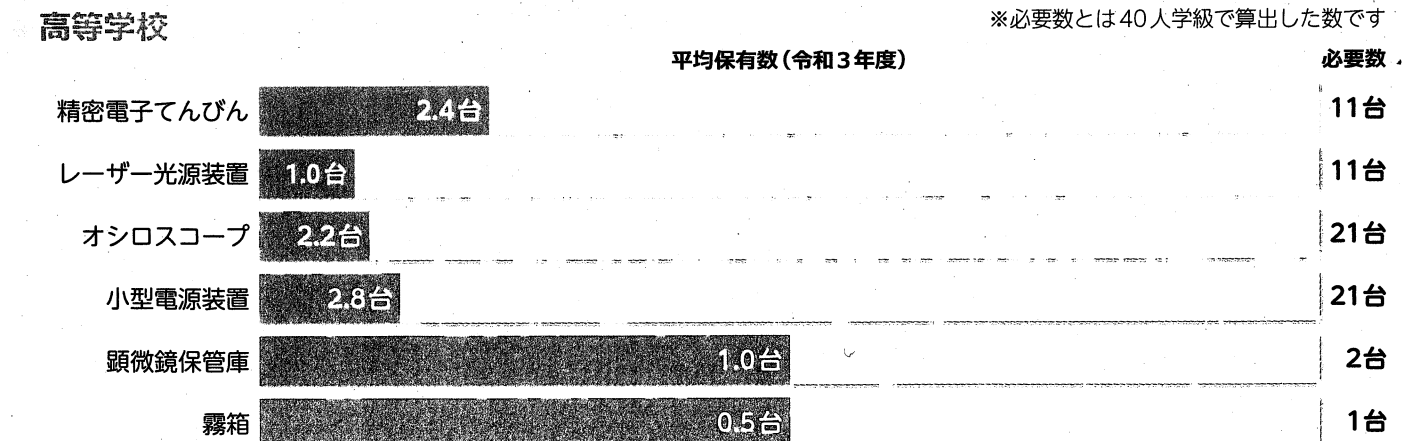
※必要数とは40人学級で算出した数です



※必要数とは40人学級で算出した数です



※必要数とは40人学級で算出した数です



# 6 新学習指導要領で新たに必要な観察・実験機器の整備が遅れています。

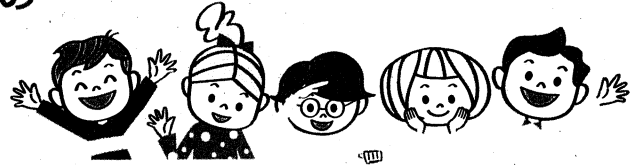
新しく必要とされる観察・実験機器の整備はできていますか

令和4年度理科充足調査より

	小学校	中学校	高等学校
整備はできている	25.7%	16.2%	8.5%
すすめている途中である	68.6%	77.9%	50.0%
未定	5.7%	5.8%	41.5%

## 観察・実験機器について、新しい学習指導要領への対応は十分できていますか。

より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒達に体験させてください。



新学習指導要領で追加された内容・変更点

### ■ 小学校

追加した主な内容

- ・音の伝わり方と大小(第3学年)
- ・雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- ・人と環境(第6学年)
- ・自然災害

### ■ 中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- ・光の色(第1学年)
  - ・放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- ・自然災害(第3学年→全学年で学習)
  - ・生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

### ■ 高等学校

改善・充実した主な内容

- ・科学と人間生活：人間生活との関連を重視
- ・物理基礎：探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- ・化学基礎：日常生活や社会との関連を重視
- ・生物：「(1)生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・地学：地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

### 必要な観察・実験機器

- ・実験用太鼓
- ・雨水と地面のマップ
- ・電気の利用プログラミング学習セット
- ・人と環境説明パネル
- ・自然災害に関する実験機器

### 必要な観察・実験機器

- ・双眼実体顕微鏡
- ・デジタル双眼実体顕微鏡
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置
- ・ダニエル電池

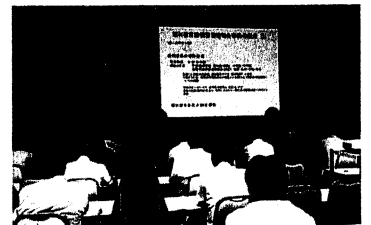
### 必要な観察・実験機器

- ・定力装置
- ・力学台車
- ・電気抵抗測定実験
- ・生物の進化映像教材
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置

## 理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします .....

理科教育設備整備等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。

今年度も開催いたします。理振補助金に関するご質問など、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ ▶ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: [info@japse.or.jp](mailto:info@japse.or.jp) ☎ Tel: 03-3294-0715 📠 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。 ▶▶▶ <http://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する

公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル

## 決算特別委員会日程（R4. 9月実施）

日	時間	会議体制	内容
【1】 15日(木)	10:00~	全体会	委員長あいさつ 市長あいさつ 決算状況の概要説明（会計管理者）
	10:30~	各分科会	《審査》
【2】 16日(金)	10:00~	各分科会	◎分科会審査の流れ ※担当部ごと 決算審査（事務事業評価対象事業を除く） 及び 事務事業評価 ※対象事業は裏面に記載  ↓ 討論・採決
【3】 20日(火)	10:00~	各分科会	
【4】 21日(水)	10:00~	各分科会	
【5】 22日(木)	10:00~	各分科会	
	上記終了後	全体会	分科会委員長報告・事務事業評価結果
	上記終了後	会派会議	
	13:00~	全体会	討論・採決
	上記終了後	分科会委員長会議	

※1 事務事業評価日程 場所：全員協議会室

総務文教分科会	21日(水) 10:00~
環境市民厚生分科会	20日(火) 10:00~
産業建設分科会	15日(木) 14:30~ 16日(金) 15:15~

※2 必要に応じて会派会議を実施

※3 インターネット中継録画配信：全員協議会室で実施する全体会及び事務事業評価



# 令和3年度決算 事務事業評価対象事業

## 総務文教分科会

### 1 生涯学習推進経費

(ガレリアかめおか指定管理料・ガレリアかめおか長寿命化対策工事・ガレリアかめおか長寿命化対策工事監理業務委託)

### 2 交通安全対策経費

(高齢者運転免許証自主返納支援事業)

### 3 学校運営経費

(選択制デリバリー弁当実施経費)

## 環境市民厚生分科会

### 1 環境保全対策経費

### 2 桜塚工場運転管理経費

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業経費

(高齢者介護予防拠点活動支援事業委託料)

## 産業建設分科会

### 1 道路維持経費

### 2 排水路新設改良事業費

### 3 森林活用推進事業経費

(森林意向調査実施計画策定業務委託料・森林経営管理権集積計画業務委託料)

## 亀岡市議会個人情報保護条例（案）概要

## 目次

第1章	総則	(第1条 — 第3条)
第2章	個人情報の取扱い	(第4条 — 第16条)
第3章	個人情報ファイル	(第17条)
第4章	開示、訂正及び利用停止	
第1節	開示	(第18条 — 第30条)
第2節	訂正	(第31条 — 第37条)
第3節	利用停止	(第38条 — 第43条)
第4節	審査請求	(第44条 — 第46条)
第5章	雑則	(第47条 — 第52条)
第6章	罰則	(第53条 — 第57条)
	附則	

亀岡市議会個人情報保護条例（案）			現 条例	改正 法
条	項目	概要		
第1章 総則				
1	目的	個人の尊厳の確保を基調として、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする	1	1
	<参考>	【亀岡市個人情報保護条例】 個人の尊厳の確保を基調として、実施期間が保有する個人情報の開示、訂正及び削除等を請求する権利を明らかにするとともに、適正な個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする		
2	定義		2	2
	<参考>			
	個人識別符号	身体の一部の特徴をデータ化した文字、番号、記号その他の符号や、サービスの利用者や個人に発行される書類等に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号のうち規則で定めるもので、これが含まれるものは「個人情報」となる。 (例) 指紋認識データ、顔画像データ、旅券番号、免許証番号、住民票コード、個人番号など。		
	要配慮個人情報	本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する個人情報。 (例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など。		
	仮名加工情報	個人情報を、その区分に応じた措置（記述の一部削除等）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した個人情報。		
	匿名加工情報	特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工されたもの。（個人情報に該当しない）		
	個人関連情報	生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。 (例) Cookie情報、IPアドレス、契約者・端末固有IDなどの識別子情報、位置情報、閲覧履歴、購買履歴と言ったインターネットの利用にかかるログ情報などの個人に関わる情報で特定の個人が識別できないもの。		
3	議会の責務	議会は、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる	3	12
第2章 個人情報の取扱い				
4	個人情報の保有の制限	個人情報の保有は法令の規定により権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、その利用目的をできる限り特定しなければならない	8	61
5	利用目的の明示	本人から取得するときは、本人に対し利用目的を明示しなければならない	9	62
6	不適正な利用の禁止	違法行為を助長するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない	3	63
7	適正な取得	不正の手段により個人情報を取得してはならない		64

亀岡市議会個人情報保護条例（案）			現 条例	改正 法
条	項目	概要		
8	正確性の確保	保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない	11	65
9	安全管理措置	保有個人情報の漏えい等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない	12	66
10	従事者の義務	知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない	12	67
11	漏えい等の通知	保有個人情報の漏えい等で個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じたときは、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない		68
12	利用及び提供の制限	利用目的以外のために保有個人情報を利用又は提供してはならない	10	69
13	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	利用目的のために保有個人情報を提供する場合、必要に応じて、提供を受ける者に対し利用方法等を制限し、漏えい防止等の措置を講ずることを求めるものとする		70
14	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	第三者に個人関連情報を提供する場合、必要に応じて、第三者に対し利用方法等を制限し、漏えい防止等の措置を講ずることを求めるものとする		72
15	仮名加工情報の取扱いに係る義務	仮名加工情報を第三者に提供してはならない。削除情報を取得、又は他の情報と照合してはならない		73
16	匿名加工情報の取扱いに係る義務	削除された記述等を取得、又は他の情報と照合してはならない。		123
<b>第3章 個人情報ファイル</b>				
17	個人情報ファイル簿の作成及び公表	個人情報ファイルの名称、利用目的などをまとめた帳簿を作成し、公表しなければならない	7	75
<b>第4章 開示、訂正及び利用停止</b>				
<b>第1節 開示</b>				
18	開示請求	議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる 法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる	13	76
19	開示請求の手続き	開示請求は、開示請求書を提出しなければならない 開示請求をする者は、保有個人情報の本人であること、代理人の場合は代理人であることを示す書類を提出しなければならない	13	77 77
20	保有個人情報の開示義務	開示請求があったときは、不開示情報が含まれている場合を除き、保有個人情報を開示しなければならない	14	78
	<参考>	情報公開条例第7条に定める不開示情報 ・ 個人情報であって特定の個人を識別することができるもの ・ 法人の情報で公にすることにより正当な利益を明らかに害すると認められるもの 等		
21	部分開示	開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合、該当部分を容易に区分して除くことができるときは、除いた部分を開示しなければならない	15	79
22	裁量的開示	不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要と認めるときは開示することができる	14	80

亀岡市議会個人情報保護条例（案）			現 条例	改正 法
条	項目	概要		
23	保有個人情報の存否に関する情報	開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時は、当該開示請求を拒否することができる	16	81
24	開示請求に対する措置	開示を決定したときは、開示請求者に対し、開示する保有個人情報の利用目的等を書面により通知しなければならない	21	82
		開示しないことを決定したときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない	21	82
25	開示決定等の期限	開示決定等は、開示請求日の翌日から起算して14日以内にしなければならない 事務処理上の困難等がある場合は、30日以内に限り延長することができる	21	83
26	開示決定等の期限の特例	開示請求に係る保有個人情報が著しく大量で期限内にできないときは、相当の部分を当該期間内に開示決定等をし、残りは相当の期間内に開示決定等をする 開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠ける期間があるときは、その期間は算入しない	21	84
27	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	開示請求に係る保有個人情報に国、地方公共団体、開示請求者以外の者等第三者に関する情報が含まれているときは、意見書を提出する機会を与えることができる	22	86
		第三者が開示に反対の意思を示した場合において、開示決定をするときは、開示決定日と実施日の間に少なくとも2週間おかななければならない。この場合、開示決定後、直ちに反対意見者に対し、開示する理由と開示実施日を書面により通知しなければならない		86
28	開示の実施	保有個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付により行う	23	87
29	他の法令による開示の実施との調整	他の法令で開示方法が規定されている場合は、同じ方法による開示は行わない		88
30	手数料	無料とする	26	89
30の2	費用の負担	写しの交付を受ける場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない	27	
<b>第2節 訂正</b>				
31	訂正請求権	自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないときは、訂正（追加又は削除を含む）を請求することができる	17・18	90
		代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる		90
		訂正請求は、開示を受けた日から90日以内にしなければならない		90
32	訂正請求の手続	訂正請求は、訂正請求書を提出しなければならない	20	91
		訂正請求をする者は、保有個人情報の本人であること、代理人の場合は代理人であることを示す書類を提出しなければならない		20
33	保有個人情報の訂正義務	訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正をしなければならない	24	92

亀岡市議会個人情報保護条例（案）			現 条例	改正 法
条	項目	概要		
34	訂正請求に対する措置	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、訂正請求者に対し書面により決定した旨を通知しなければならない	24	93
35	訂正決定等の期限	訂正決定等は、訂正請求日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。 事務処理上の困難等がある場合は、30日以内に限り延長することができる	24	94 94
36	訂正決定等の期限の特例	訂正決定等に長期間を要するときは、相当の期間内に訂正決定等をする。この場合、訂正請求者に対し、理由と期限を書面で通知しなければならない 訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠ける期間があるときは、その期間は算入しない	24	95
37	保有個人情報の提供先への通知	訂正を実施した場合、必要に応じて当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面で通知する	24	97
第3節 利用停止				
38	利用停止請求権	自己を本人とする保有個人情報を利用目的以外に利用等されているときは、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる 代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる 利用停止請求は、開示を受けた日から90日以内にしなければならない	19	98 98 98
39	利用停止請求の手続	利用停止請求は、利用停止請求書を提出しなければならない 利用停止請求をする者は、保有個人情報の本人であること、代理人の場合は代理人であることを示す書類を提出しなければならない	24	99 99
40	保有個人情報の利用停止義務	利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いの確保に必要な範囲内で利用停止をしなければならない	24	100
41	利用停止請求に対する措置	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、利用停止請求者に対し書面により決定した旨を通知しなければならない	24	101
42	利用停止決定等の期限	利用停止決定等は、利用停止請求日の翌日から起算して30日以内にしなければならない 事務処理上の困難等がある場合は、30日以内に限り延長することができる	24 24	102 102
43	利用停止決定等の期限の特例	利用停止決定等に長期間を要するときは、相当の期間内に利用停止決定等をする。この場合、利用停止請求者に対し、理由と期限を書面で通知しなければならない 利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠ける期間があるときは、その期間は算入しない	24	103
第4節 審査請求				
44	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の規定は適用しない	28	106

亀岡市議会個人情報保護条例（案）			現 条例	改正 法
条	項目	概要		
45	審査会への諮問	開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない	28	105
46	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	第三者からの審査請求を却下するとき、審査請求に係る開示決定等を変更して開示するときで、第三者から反対意見書が出されたときは、決定日と実施日の間に少なくとも2週間おかななければならない。この場合、決定後、直ちに反対意見者に対し、理由と実施日を書面により通知しなければならない		107
第5章 雑則				
47	適用除外等	整理されていない保有個人情報で著しく大量にあるため特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く）の規定については議会に保有されていないものとみなす		124
48	開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等	容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする		127
49	個人情報等の取扱いに関する苦情処理	個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない		128
50	審議会への諮問	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる	9他	129
51	施行状況の公表	毎年度、条例の施行状況を取りまとめ、概要を公表するものとする	33	165
52	委任	条例の実施に関し必要な事項は別に定める	52	
第6章 罰則				
53		職員、職員であった者、委託を受けた派遣労働者等が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	36	176
54		職員、職員であった者、委託を受けた派遣労働者等が、業務上知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	37	180
55		職員が職権を濫用して、職務外の用に供する目的で個人情報等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	39	181
56		53～55条の規定は、市域外において罪を犯した者にも適用する	40	183
57		偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料	41	185
附則		この条例は、令和5年4月1日から施行する		